

—— 特集 ——

民事執行法の現在と未来

民事執行法の令和元年改正及び 令和5年改正の金融機関実務への 影響について

三菱UFJ銀行 法務部 次長
水口大弥 Daiya Mizuguchi同 法務部 上席調査役
松丸徹雄 Tetsuo Matsumaru同 法務部 上席調査役
山本晃祥 Teruyoshi Yamamoto

I はじめに

本稿は、民事執行法の令和元年及び令和5年改正が、債務者にとって重要な資産である預貯金等を預かる金融機関（以下、銀行、信用金庫、信用協同組合などをあわせて、「銀行等」という。）にとってどのような意義を持ち、その実務にどのような影響を与えた（る可能性がある）かを整理しようとするものである。法改正の法的側面での検討・整理は、他の論稿に譲り、本稿では銀行等の実務的側面に焦点をあてたい。なお、本稿で記載した内容は筆者らが所属する三菱UFJ銀行としての公式見解ではなく、筆者ら個人の見解であることはご理解賜りたい。

II 令和元年改正の意義と金融実務への影響

1 令和元年改正の意義

原告が請求認容判決を得て債務名義を取得しても、債務者が任意に支払わず、また、強制執行を行っても空振りに終わる可能性が高ければ、訴訟制度の利用に躊躇してしまうおそれ

があるため、民事裁判の実効性確保は長年の課題であった¹。

令和2年4月1日より施行された改正民事執行法（以下、特に指定なければ「法」は民事執行法を指す。）では、債務者財産の開示制度の実効性向上、当該開示制度の利用容易化（申立権者の範囲拡大、不出頭・虚偽陳述への罰則強化）、不動産競売における暴力団員買受け防止の方策、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律見直し、差押禁止債権をめぐる規律や債務執行事件の終了をめぐる規律などが定められた。これら改正点の中でも、財産開示制度の実効性向上及び利用容易化は、銀行等にとって、当該制度を活用する債権者の立場と当該制度で情報提供を求められる第三債務者の立場の両面で特に重要な改正といえる。以下、それぞれの立場から説明する。

(1) 債権者としての立場

ア 財産開示手続の概要

財産開示手続は、将来の強制執行の対象財産を特定できるよう、債務者の財産に関する情報を債権者が取得することを目的とし、開示義務者である債務者が財産開示期日に裁判所に出頭し、財産状況を陳述する手続である。

財産開示手続を利用するには、執行力のある

¹ 一般社団法人金融財政事情研究会「民事執行手続に関する研究報告書」（平成28年6月）1頁。また、法制審議会民事執行法部会第1回会議（平成28年11月18日開催）でも、金子委員、筒井幹事、阿多委員、柳川委員などが民事裁判の実効性確保の観点でコメント。